

# 知事定例記者会見インターネット映像配信業務仕様書

## 1 目的

知事定例記者会見を、生中継及び録画配信するため、機器の設置、映像配信業務の委託（以下「本委託業務」という。）を行うものである。

## 2 業務内容

- (1) インターネット配信用映像・音声の収録
- (2) インターネット配信用環境の構築、提供
- (3) 知事定例記者会見時の各機器の運用
- (4) その他環境構築及び運用などに必要な事項

## 3 実施項目

知事定例記者会見を、生中継及び録画配信する。年間43回、1回あたり20分程度の実施を想定しているが、委託者の都合により、前記回数及び時間を上回りまたは下回ることがある。

- (1) 生中継
  - ア 知事定例記者会見を行う場所から直接状況を中継配信すること。
  - イ 知事定例記者会見を行う場所とは別の部屋で手話通訳者による記者会見の同時通訳の様子を撮影し、その映像がアの画面中にワイプで表示されること。
- (2) 録画配信
  - 知事定例記者会見実施後、速やかに配信すること。

## 4 放映対象知事定例記者会見（予定）

- (1) 知事定例記者会見は、委託者の指示した日とする。
- (2) 知事定例記者会見は、原則として、毎月曜日10：00から10：20とするが、日時等に変更がある場合は、別途委託者が指示する。

## 5 インターネット配信環境の構築について

受託者は、コンピュータネットワークにおけるストリーミングによる映像・音声配信を可能とする映像・音声の取得、調整、出力の環境を構築する。

- 構築は以下の項目によるものとする。
- (1) 環境構築の場所
    - 記者会見を行う場所は、福島県庁舎内とし、委託者が指定する。
  - (2) 配信環境の構築
    - 各機器の調達及び設置、接続など配信環境の構築に必要な全てのものについては、受託者が行うものとする。
  - (3) 各機器等について留意すべき仕様
    - ア 各機器については設置場所を考慮し、できるだけコンパクトなものを選択する。
    - イ カメラについては、簡単な操作でズーム、明暗の調整、移動が可能な機能も備えること。
    - ウ 生中継時の映像データについては、保存される機能を備えるとともに、十分な容量の保存領域を確保したものであること。
    - エ 使用する機器等については、本委託業務を遂行するために必要な機器（カメラ、マイク、音響用ミキサー、ケーブル及びこれらに付随するもの）については、受託者が用意すること。
    - オ 万が一に備え、代替用の設備を用意しておき、故障や障害が発生した場合にサービスを継続的に提供できること。

## 6 知事定例記者会見時の各機器の運用

- (1) 5で構築したシステムや機器を利用して、知事定例記者会見について映像及び音声の配信を行う。
- (2) 配信時のオペレータ配置と作業

配信を行う際のオペレータについては、全ての操作を修得したスタッフを最低2名以上配置して作業にあたること。

オペレータの主な作業は以下の通りとするが、配信に必要な作業が生じた場合には、これ以外の作業についても随時対応すること。

  - ア 保存及び録画配信に必要な映像の加工などの作業
  - イ 必要なデータなどのバックアップ作業
  - ウ ブラック発生時の復旧や代替手段による配信などの作業
  - エ 配信報告の作成
  - オ その他、配信及び運用において委託者からの指示事項

## 7 録画配信及び収録映像の提供環境

ライブ配信後、委託者の指示する期間、Y o u T u b e の福島県公式チャンネルにおいて録画配信を行う。

録画配信についての詳細は次のとおりとする。

- (1) 編集された映像については、委託期間中のものについて全て蓄積すること。また、常にインターネット上での配信が可能な状態を維持すること。
- (2) 受託者は、委託者の求めに応じ、委託者の指定する媒体により、それまで収録されたデータについて、全て利用可能な形で提供すること。
- (3) 録画配信については、Y o u T u b e で映像を提供すること。
- (4) 録画配信のストリーミング映像の作成は、ライブ中継に統一して迅速に作業を行うものとし、原則として会見後、速やかに公開すること。
- (5) 配信についてはY o u T u b e において、一時停止、早送り、巻き戻しなどの操作が問題なく行えるものであること。
- (6) 配信データについては、ストリーミングのみでの提供とする。提供するデータについてはライブ配信と同様、利用者の環境により 4 0 0 – 1 0 0 0 Kbps の間で最適なものが提供できるデータとすること。
- (7) バックアップとして、D V D メディアなどにデータとして保存を行い、不測の事態には、それらのデータを利用して提供環境を復旧すること。

## 8 環境構築及び運用などに必要な事項

環境構築及び運用などに必要な事項などについては以下のとおりとする。

- (1) 配信前には、一連の作業について、事前に確認を行い、機器などに問題がないことを確認すること。  
問題のある場合は、委託者に報告するとともに、速やかにその対処を行い、復旧させること。
- (2) システムに利用するソフトウェアについては、常に最新の安定版とするなどのバージョン管理を行い、既知の脆弱性についての対策を行うこと。
- (3) ハードウェアの保守等については、委託期間中のハードウェア故障について、オンラインで対応できるようにしておくこと。
- (4) システムのセキュリティ対策については、運用及び機器についての実施手順を定め、適切に確保できること。また、特にインターネット配信を行うシステムなどについては、不正アクセス等の被害に遭わないよう、セキュリティ対策が不十分な部分については受託者がその対策を講じること。
- (5) 配信を行う際のオペレータ及び受託者スタッフについては、個人を特定しておくとともに、配信に使用するアカウントやパスワードなどを適切に管理すること。
- (6) 作業にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、委託者の規程、要綱などについても遵守すること。
- (7) 受託者は配信システム全体の管理を行うとともに、委託者からの問合せに対応を行うこと。

- (8) 配信システムにおいて、何らかのトラブルが発生した場合については、受託者は迅速にそれに対応しなければならない。その場合、配信自体に影響がないよう、必要に応じて夜間、休日などの対応も行うこと。

## 9 その他

- (1) 受託者は、本委託業務を遂行する上で必要なソフトウェアやシステムの変更、受託者が準備した機器の管理等、責任を持って行うものとする。
- (2) 受託者は映像配信を円滑に運用するため、委託者を支援するとともに、調査依頼、資料請求、動作確認、関係者への説明に対して迅速に対応するものとする。
- (3) 受託者は、本委託業務の遂行にあたり、本委託業務に關係するしないにかかわらず、委託者のデータなどについて、許可なく持ち出しなどを行ってはならない。また、関連データなどは、漏洩、滅失、その他の事故等の予防に十分注意し、業務の信頼性安全性の確保に努めなければならない。
- (4) 受託者は、業務の遂行にあたり、本委託業務を主として担当する職員（以下「主任担当者」という。）及びそれを代行できるスタッフを確保しなければならない。主任担当者は、業務実施及び運用において、他のスタッフを指示監督し、委託者との調整を行うものとする。
- (5) 本仕様書に記載のないものや疑義が生じた場合は、受託者と委託者が協議して決定するものとする。